

議案第 号

富里市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(協議会の所掌事項)</p> <p>第6条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、及び調査研究するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に定める会議録には、次に定める事項を記載する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(委員の辞任)</p> <p>第15条 委員が辞任しようとするときは、その事由を具して市長に<u>届け出なければならない</u>。</p> <p>(出産育児一時金の加算)</p> <p>第18条 条例第6条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1万6千円</u>を加算する。</p> <p>(第三者行為による被害届)</p> <p>第22条 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する</p>	<p>(協議会の所掌事項)</p> <p>第6条 協議会は、次<u>の各号</u>に掲げる事項について審議し、及び調査研究するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に定める会議録には、次<u>の各号</u>に定める事項を記載する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(委員の辞任)</p> <p>第15条 委員が辞任しようとするときは、その事由を具して市長に<u>届出なければならない</u>。</p> <p>(出産育児一時金の加算)</p> <p>第18条 条例第6条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>3万円</u>を加算する。</p> <p>(第三者行為による被害届)</p> <p>第22条 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する</p>

改正後	改正前
<p>世帯の世帯主は、<u>負傷（傷病）届（様式第4号）</u>により被害の状況を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規則の施行日前に出産した被保険者に係る改正前の富里市国民健康保険条例施行規則第18条の規定による出産育児一時金の加算については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この規則の施行日前に、改正前の富里市国民健康保険条例施行規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。</u></p>	<p>世帯の世帯主は、<u>様式第5号</u>により被害の状況を直ちに市長に提出しなければならない。</p>